

第50回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和4年12月21日（水）15：30～17：12

2. 場 所 中央合同庁舎8号館4階416会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

上坂委員長、佐野委員、岡田委員、青砥参与、畑澤参与

内閣府原子力政策担当室

進藤参事官、梅北参事官

原子力規制庁 原子力規制部 実用炉審査部門

天野安全管理調査官

原子力規制庁 原子力規制部 原子力規制企画課

金城課長

4. 議 題

(1) 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（有毒ガス防護）について（諮問）（原子力規制庁）

(2) 「原子力利用に関する基本的考え方」について（原子力規制庁）

(3) 「原子力利用に関する基本的考え方」改定に向けた検討について

(4) その他

5. 審議事項

（上坂委員長）時間になりましたので、第50回原子力委員会定例会議を開催いたします。

本日の議題ですけれども、一つ目が、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（有毒ガス防護）について（諮問）（原子力規制庁）、二つ目が「原子力利用に関する基本的考え方」について（原子力規制庁）、三つ目が「原子力利用に関する基本的考え方」改定に向けた検討について、四つ目がその他であります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

（進藤参事官）一つ目の議題は、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設

置変更許可（有毒ガス防護）について（諮問）（原子力規制庁）です。

令和4年12月16日付で原子力規制委員会から原子力委員会に諮問がございました。これは原子力規制委員会が発電用原子炉の設置変更許可を行うに当たり、核燃料物質及び原子炉の規制に対する法律第43条の3の6第3項の規定に基づき、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことの基準の適用について、原子力委員会の意見を聞かなければならないこととされていることによるものです。

本日、原子力規制庁から説明を聴取し、委員会において議論を行った上で次回以降答申を行う予定です。

それでは、原子力規制庁原子力規制部実用炉審査部門安全管理調査官、天野直樹様より御説明いただきます。どうぞよろしく願いいたします。

（天野安全管理調査官）原子力規制庁の天野でございます。よろしく願いいたします。

本日は日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉施設の設置変更許可に関する意見の聴取について、資料第1-1号、1-2号、それから、参考資料第1号に基づいて御説明をさせていただきます。

まず、資料第1-1号ですけれども、本件は令和4年4月27日付で日本原子力発電株式会社から原子炉等規制法の規定に基づき発電用原子炉施設の変更許可申請があったものですが、原子力規制委員会として審査した結果、許可の基準の各号のいずれにも適合していると認められましたので、原子炉等規制法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項1号に規定する基準の適用について御意見を伺うというものでございます。

別紙の御説明の前に資料第1-2号、申請の概要の方で簡単に御説明をさせていただきます。裏面を御覧いただきたいのですが、まず、（1）申請者は日本原子力発電株式会社です。（2）変更に係る事業所は東海第二発電所です。（3）の変更の内容でございますけれども、東海第二発電所については、昭和47年12月23日に最初の設置許可を受けておりますが、これまでに設置変更許可等を受けた申請者の記載事項のうち、今回の変更は本文五号及び本文十号の一部を変更するものでございます。

具体的な変更内容は、（4）ですが、有毒ガス防護のバックフィットに関する規則改正に伴い、東海第二発電所における中央制御室、緊急時対策所、特定重大事故等対処施設等に対して、有毒ガスの発生に対する防護方針について定めるものでございます。

参考資料第1号を御覧いただけますでしょうか。

1ページでございますけれども、有毒ガス防護についてはこれまでに多くの審査実績がご

ざいまして、発電所単位でカウントしますと、今回が10発電所目ということになります。

有毒ガス防護に係る妥当性確認の方法については、この資料の3ページを御覧いただきたいんですけども、図の3ということで、これは有毒ガス防護に係る影響評価ガイドというのがございまして、こちらから妥当性確認の全体の流れの図を添付して、お付けしたものでございます。

本件についても、これまでの先行プラントと同様に、この影響評価ガイドを参照いたしまして有毒ガスに対する防護の妥当性の確認を行っております。

1ページに戻っていただきまして、最初のところでございますけれども、まず、防護対象の場所については、原子炉制御室、それから特重施設である緊急時制御室、緊急時対策所、それから重大事故等対処上、特に重要な操作を行う重要操作地点、これら四つの場所における運転員や対処要員に対して、有毒ガスに対する防護の妥当性の確認を行っております。

そして、(1)の評価に当たって行う事項として、敷地内の固定源と可動源、それから敷地外の固定源について、有毒化学物質の貯蔵量や貯蔵方法、位置関係等の調査を行った上で、スクリーニング評価の対象となる有毒化学物質の固定源及び可動源を特定しております。

そして、影響評価ガイドに記載されている文献等に基づいて抽出された有毒化学物質ごとの有毒ガス防護判断基準を設定した上で、(2)の固定源からの有毒ガスに対するスクリーニング評価の結果ですけれども、固定源からの有毒ガスに対しては、防液堤の設置状況を踏まえた上で抽出された有毒化学物質の全量流出を仮定した評価を実施した結果、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度が判断基準値を下回ることから、防護措置は必要のないことを確認しております。

続いて、2ページをお願いいたします。次に、(3)の可動源からの有毒ガスに対する防護ですが、申請者は可動源からの有毒ガスに対し、スクリーニング評価を行わずに可動源に対して、発電所員の立会いや通信連絡設備による連絡、原子炉制御室等の換気設備の隔離、防護服の着用等の対策を実施するとしております。

そして、(4)の予期せぬ有毒ガスに対する防護ということで、(2)及び(3)の防護を行った上で、更なる対策として予期せぬ有毒ガスの発生に対して防護具の着用を行う手順等を整備するとしていることを確認しています。

続きまして、資料第1-1号の方に戻っていただきまして、裏面の別紙をお願いいたします。下の方に、本件申請についてはと記載している箇所でございますけれども、まず、1番目のポツですが、原子炉の使用の目的については、商業発電用という目的を変更するもので

はないこと。それから、2ポツ、3ポツ、4ポツですが、こちらは使用済燃料の取扱いについてですが、使用済燃料については、再処理等拠出金法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵管理するという方針に変更はないこと。

海外において再処理が行われる場合には、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施すること。海外再処理によって得られるプルトニウムは、国内に持ち帰ること。また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと。そして、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、これまでに許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと。

以上のことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとしてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(上坂委員長) 天野様、御説明ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。

それでは、佐野委員からよろしくお願ひいたします。

(佐野委員) 天野さん、御説明、ありがとうございました。前半の説明の有毒ガス防護に係る妥当性確認については、今、説明があったとおりのだろうと思います。以前も同じような件がありましたが、説明のとおりのだろうと思います。

他方、この別紙の、結論的に平和の目的以外に利用されるおそれがないという御判断をされているわけですが、その根拠として上の4点があるわけですが、この4点はどのような方法で確認されたのでしょうか。

(天野安全管理調査官) 原子力規制庁の天野でございます。

本件については、まず、申請書において変更がないことを確認しておりまして、更にその変更がないということの事実確認を行うために、ヒアリングにおいて事業者から資料の提出を受けておりまして、それぞれ記載された内容について今回の申請で変更しないということの事実確認を、資料を用いてヒアリングで確認を行っております。

(佐野委員) そうしますと、書面による確認ということによろしいですか。

(天野安全管理調査官) 書面に基づいて事業者から直接ヒアリングでやり取りをする形も加えまして確認をさせていただいたということでございます。

(佐野委員) 確認の意味で聞いているのですが、そのような事業者からのヒアリング等々に基づいてやってこられて、今まで違反行為はなかったわけですね。

(天野安全管理調査官) 違反ということをどのような趣旨で言われているかなんですけれども。

(佐野委員) 申請書によって確認されている、それをヒアリングによって更に確認されているわけですが、この4項目について、今までこの件に限らず、天野さんが御経験された、あるいは規制庁で経験された中で、この4点について疑義が生じるような事象があったかどうか、それをお答えください。

(天野安全管理調査官) 御質問の趣旨、理解しました。資料の第1-2号をまず見ていただきたいんですけど、裏面でございますが、(3)で変更の内容として、これは申請書の本文記載事項がございまして、まず、平和の目的、あるいは使用済燃料の処分の方法を変更する場合には、それぞれ第二号と第八号だったと思いますけれども、その内容について変更を加える必要がございまして、今回の変更は先ほど御説明させていただいたように、(4)で、きっかけは有毒ガス防護のバックフィットに係る変更ということで変更を加える。本文については第五号の施設の位置、構造及び設備と第十号の施設及び体制の整備に関する事項でございます。

それ以外のところ、使用の目的ですとか使用済燃料処分の方法は、本件の変更内容からすると、まず、変更を加えるところではないというところで、更にそれをヒアリングの場で、資料を用いて技術確認をさせていただいていますけれども、仮にその手続を行った上で、仮に本文の変更の許可を受けないで、その行為をした場合には、当然、許可を受けないでした行為については、行政措置等の適用を受けるということですけど、これまでそのような事例は、もちろんございませんし、今回の変更申請の内容からして、そこに当たるとか疑義があるようなものではございませんが、一応、資料に基づいて確認をさせていただいたということでございます。

(佐野委員) ありがとうございます。以上です。

(上坂委員長) それでは、岡田委員、よろしくお願いいいたします。

(岡田委員) 天野さん、ありがとうございます。資料の図1、固定源に関する評価のイメージ図と、次の可動源の図の説明で、お聞きしたいことがあるのですが、まず、図1のところの防液堤というのは、左側のプールみたいになった、囲まれたグレーのところのことを言うのでしょうか。

(天野安全管理調査官) 御理解のとおりでございます。プール、囲んでいるところを防液堤と

称しております。

(岡田委員) そして、貯蔵容器というのは、この円柱状で、実際にも円柱状になるのでしょうか。

(天野安全管理調査官) これは固定源に対する評価のイメージということで、イメージを伝えるようにということで事業者が作成した資料から引用させていただいているものですが、貯蔵容器というのは様々な形があると思っておりますが、非常に多数の容器がございますので、それについて、漏れのないように、地域防災計画であるとか、あとは届出義務がある消防法等の法令に基づいた届出情報によって抽出されているということを確認させていただいております。

(岡田委員) もう1点、図の2の方ですが、可動源というのは、こういう可動して、ローリー、タンクみたいな、これは車ですよね。このタンクローリー車みたいな車に載せて、中に液体を入れて、そして、先ほどの図1の方の固定源に運んでいるのでしょうか。

(天野安全管理調査官) おっしゃるとおりでございます。敷地外から敷地内の固定源であるタンク等に有毒化学物質を輸送するために、タンクローリー等の可動する輸送手段を用いて移動するというものでございまして、タンクローリー等に含まれている有毒化学物質を評価の対象としているというものでございます。

(岡田委員) ありがとうございます。図2の方の左上のタンクは、これは何を意味しているのでしょうか。

(天野安全管理調査官) この図のイメージは、発電所の構内に入って、敷地内の固定源であるタンクに、可動源であるタンクローリー等の、こういうタンクローリーから固定源の貯蔵タンクに有毒化学物質を移しているというようなイメージを想定しておりまして、敷地内固定源ということでございます。

(岡田委員) ありがとうございます。そのときに漏れが生じたり、何かそういう事故が起きたりということなのですね。

(天野安全管理調査官) そうですね。この絵のとおり、例えばこの場面では、敷地内の固定源に有毒化学物質を移しているときに、例えば、可動源自体に漏えいが生じるという場合の対処について、防護措置の必要性について検討しているというイメージでございます。

(岡田委員) ありがとうございます。

(上坂委員長) 天野さん、上坂から幾つか質問させていただきます。まず、この有毒ガス発生に対する防護方針に関する変更申請ですけれども、同様の申請が複数の発電所からありまし

た。それで、全体で何件あって、今回は何件目になるのでしょうか。

(天野安全管理調査官) 発電所単位でカウントいたしますと、今回、東海第二で10件目、10発電所目になります。

(上坂委員長) ほかにはまだ変更申請はあるのでしょうか。

(天野安全管理調査官) 本件については、バックフィットということでございますので、今後、例えば、今、新規制基準の適合性審査をしている、まだ本件の許可を受けていないプラント、発電所については、今後、設置変更許可を取得しなければいけませんので、今、審査中の発電所については、今後、同様の申請が出てくるものと考えております。

(上坂委員長) よく分かりました。それから、今日の資料にはないのですが、対象としている有毒ガスの種類を教えてくださいませんか。

(天野安全管理調査官) スクリーニング評価の対象として抽出された有毒化学物質ですが、敷地内については、固定源、可動源ともにアンモニアでございます。それから、敷地外の固定源については、7種類ございまして、アンモニア、塩酸、硝酸、メタノール、ガソリン、塩化水素、硫化水素、この七つでございます。

(上坂委員長) ありがとうございます。それから、固定源と可動源についてです。固定源はスクリーニング評価して基準が追加されることを確認。可動源は資料の2ページ、参考資料第1号の2ページにあるとおり措置でスクリーニングは行ったということであります。

ということは、きっと固定源に比べて量も少ないし、また、可動ですので、非常時には容易に所外に移動させることができるということで、ここにありますような措置で対応するとそういう理解でよろしいでしょうか。

(天野安全管理調査官) おっしゃるとおりでございます。可動源の特性から、可動源に対して発電所員を常時立ち会わせて、何かあったら通信連絡設備で連絡するというような、こういう対策で防護措置を講ずるということを確認させていただいております。

(上坂委員長) 特に発電所員の立会いというのはとても大きいですね。それが安全の面でとても重要かと思えます。

私からは以上です。委員のどなたかから追加質問はございませんでしょうか。

それでは、本件は諮問でございます。今回の変更申請が、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものということを我々の方で検討するということでもありますので、本日、御説明いただきました内容や意見交換を踏まえまして、委員会で検討しまして、今後、委員会の意見をまとめたいと思えます。

どうも、説明ありがとうございました。

(天野安全管理調査官) どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。失礼いたします。

(上坂委員長) それでは、議題1は以上であります。

次に、議題2について、事務局から説明をお願いいたします。

(進藤参事官) 二つ目の議題について入らせていただきます。二つ目の議題は、「原子力利用に関する基本的考え方」(原子力規制庁)についてです。

「原子力利用に関する基本的考え方」の見直しに向けた検討を進めるに当たって、原子力規制庁において検討されてきた高経年化した原子力に関する安全規制について、検討結果を伺うため、本日は原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課長、金城慎司様に御出席いただいております。

最初に、金城様から御説明いただき、その後、委員との間で質疑を行う予定です。それでは金城様、御説明をよろしくお願いいたします。

(金城課長) 今日はお時間を頂きありがとうございます。今投影している資料、第5回の規制の検討ですけれども、今日午前中、委員会です承を頂きまして、先ほどまで委員長とともにプレス説明をしていましたけれども、ウェブでも流れていたと思いますけど、大分紛糾してしまいまして、ちょっとこんな時間になってしまいました。すみませんでした。

それで、この資料の説明に入りますけれども、この趣旨は、これまでの経緯から入りますけれども、これは高経年化した発電炉に関する安全規制の検討といったことで、まず、政府全体のGX会議で、この運転期間についての見直しが始まるといったことで議論が始まりまして、資源エネルギー庁さんの方に、我々、規制委員会に来て説明いただきました、10月でしたけど、それを踏まえて検討を重ねていったといったものでございます。

そういった中で、まとまった案といったものが2ポツにありますように、別紙1といった形でまとめました。資料をちょっと進んでいただいて、3ページ目まで行っていただけますでしょうか。こちらの方で、今、検討した内容、皆さん、お手元に今日の資料の3ページ目、別紙1を開いていることを前提で御説明しますけれども、こちら、まず、柱書きにございますように、まず、原子力規制委員会、今現在、原子炉等規制法で運転期間について原則40年、1回だけ延長できて20年という規定になっていますけれども、こちらの方、国会などで繰り返し、いろいろと停止期間を入れて延ばせないかとか、そういった議論を重ねてまいりました。

そういった中で、令和2年にその運転期間に関する見解をまとめまして、この施設の利用をどのくらいの期間認めるかといったことは、利用の在り方に関する政策判断でありまして、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないといったことで見解を決定しております。

この見解、本文自体は、今日の資料、ちょっと後ろになっちゃいますけど、49ページ目です。こちらの方に、令和2年7月29日のペーパーがございまして、こちらの方の柱書きにもありますように、例えば、「かねてから」のところにありますように、こういった運転期間の在り方について意見を述べる立場にはないといったことは、いろいろ国会等の場で田中委員長や前の更田委員長も述べてまいりました。

そうしたところ、事業者からも、49ページ目の一番下にありますように、原子力部門の責任者と意見交換した際に、平成29年に停止期間を運転期間に入れてもらえないかとか、除外してもらえないかといった要望がありましたので、それを踏まえまして、我々も事務的にいろいろ意見交換をしまして、それをこの柱にありますように、令和2年7月22日に、委員会に報告して、その結果を踏まえてこのペーパーがまとまったといったものであります。

先ほど、委員会の資料の3ページ目で述べたのは、この資料の50ページ目、最後の6ポツといったところがございすけれども、「このように」の結論のところ、その一番後ろの「そして」以下のところで述べたこと、この運転期間に関しては原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないとまとめたものであります。

では、資料を3ページ目まで戻っていただきます。

そういった見解をもう我々は明らかにしていたしましたので、いつ、どういう形で、この運転期間に関して、働きかけがあるのかといったことは、ここら辺あたりから、私も庁内にいまして、いつか来るだろうなと感じておりましたけれども、今年になりまして、先ほど申したようにGX会議の議論があつて、資源エネルギー庁で検討が始まって、こちら、4行目からありますように、先週、令和4年12月16日に基本政策部会で、利用政策の観点から運転期間に関する制度を改正するといった方針が示されまして、今週のGX会議で報告されるというふうにも聞いております。

ですから、こういった我々の頭の整理で、資源エネルギー庁における検討を受けまして、この柱書きの下から3行目ですけれども、高経年化した発電用原子炉に関する必要な安全規制を引き続き厳格に実施できるようにするために、原子炉等規制法に定める必要のある法的な枠組みを検討しまして、その概要について、今日、委員会の了承をもらったものであります。

では、この具体的な法的な枠組みといったところをこの資料に基づきまして説明しますと、まず一つ目、1ポツ目、2ポツ目に、その概要を示しています。

資源エネルギー庁、利用政策の側で、運転期間に関する新たな制度、これは法的な制度になると聞いていますが、そちらに定めるわけなので、これは当然、いわゆるハネ改正的な形で、炉規法からは運転期間といった規定がなくなる前提で考えています。

そうすると、運転期間を用いているいろいろ行っていた規制などについては、しっかりとその運転期間の規定がなくなっても、規制行為をできるようにしたのが1ポツ、2ポツで、具体的には、運転開始した後、30年を超えて運転しようとする原子炉に対して、10年を超えない期間における施設の劣化を管理するための計画。これはまだ仮称ですけれども、長期施設管理計画といったものを策定して、これの認可を受けなければならない。逆に言うと、認可を受けなければ運転できないといった制度を概要としてまとめました。

これは最初の30年を超えているときだけ1ポツは規定しますけれども、2ポツにございますように、それが40年、50年、最初に計画した期間を超えて運転しようとするときも、同様に10年を超えない期間における計画を策定して認可といったことで考えています。

3ポツは、その期間内に変更がある場合はといったところの規定ですので、ここはちょっと説明を割愛させていただきますけれども、では、この計画の中身は、どういったものかといったものが4ポツ、5ポツにありまして、この計画を策定するときは、劣化の状況に関する技術的な評価を実施するといったものになっていまして、その上で、具体的にこの管理計画には、計画の期間、評価の方法、その結果、あと発電用原子炉施設の劣化を管理するための措置といったことで、そういった中には点検の方法とか結果も具体的に記載してもらうことを考えています。

この基準、これはこの計画を認可するための基準ですけれども、こちらは6ポツの方に記述がございまして、認可の基準は劣化を管理するための措置が災害の防止上支障がないといった保安規定などで用いているソフト規制の基準と、あとはこの期間において生じる劣化を考慮しても技術基準に適合するといった施設に関するハードの基準、その両方に適合していることをこの計画の認可基準と考えています。

そうした中で、次のページにさせていただきますけれども、ソフト基準も用いているといったことは、その中に、いろいろ保安活動としてやってもらうことが含まれていますので、7ポツにあるのは、その計画に従って、劣化を管理するために必要な措置をちゃんとやってもらうといったことが事業者の義務でありますし、そういった実施状況を我々の検査の対象

としてしっかりと監視をしていきたいというふうに考えています。

そういった場合に、8ポツにあるのは、そういうものにある意味従わず、7ポツの定め違反しているとか、計画が基準に適合していないのに運転するような場合などは、しっかりと劣化評価の実施とか、計画の変更、いろいろ必要な措置を命ずることができるように措置命令の規定も設けますし、どうしても違反して運転するとか、命令に違反するとか、そういったときは設置許可を取り消すとか、運転の停止を命ずるといった行政処分も規定として考えています。

10ポツは、あとは手続的なところで、また、その命令にも違反した場合には罰則といったことや、あとは手続がいろいろ書いています。手数料の定めを法的にも措置します。

11ポツですけれども、ある意味、今ある高経年化評価制度と運転期間の延長認可制度、これは全く新しい長期施設管理計画の認可制度といったものに変わりますので、いろいろ、今、認可しているような計画や運転期間に関して、みなしで認めるといったことが難しいので、新しい制度に移行するまでの間の準備行為といったものを経過措置としてしっかりと設けたいと考えていまして、実際施行されるまでの間にも申請や認可ができるようにしたいと思えますし、その経過期間に、認可したものと申請したものは、新しい制度に移行したときに、その申請の課で認可や申請とみなすような規定も考えてございます。

最後、これは法文上には表れてきませんが、冒頭で申し上げたように、30年を超えて運転しようとしている炉が対象となりますので、運転しようとしていない炉は、この枠組みの対象にはなりません。

ですが、そういった炉は、つまり長期停止しているといったところで、そういった長期停止している炉に関する特別な措置といったものは、我々制度上ございますので、そういった中で、この高経年化評価の中でこれまで長期停止した炉がやってきたような劣化管理は、しっかりとやらせるよう措置を講じていきたいというふうに考えてございます。

規制の概要は以上でありまして、あとはこの後、パブコメや事業者と意見交換に入って、それを踏まえて委員会の方にまた法文ができましたら、いろいろと図っていくといったことを、今、考えている次第であります。

今日御用意した資料の説明は以上になります。よろしく申し上げます。

(上坂委員長) 金城さん、原子力委員長の上坂でございます。まとまった説明、どうもありがとうございました。それでは、質疑を行わせていただきます。

それでは、佐野委員、よろしく申し上げます。

(佐野委員) 御説明、ありがとうございました。

2点、あります。1点目は質問で、2点目がお願いです。1点目は、3ページの柱書きのところに書いてある2行目です。「原子力の利用の在り方に関する政策判断にほかならず」「規制委員会が意見を述べる事柄ではない」とあります。そうしますと、規制委員会は原子力の利用の在り方に関する政策判断にはタッチしないということですか。

つまり、純粹に技術的な判断や科学的な判断、そういうことのみが所掌範囲であって、政策判断にはタッチしないという理解でよろしいのでしょうか。

(金城課長) 金城の方から、まず、委員の今の質問に答えさせていただきます。

基本的には委員の御理解でよいと思います。こちらでもありますように、政策判断といったところに関しては意見を述べる立場にはないといったことで明確に示していますし、あとは我々、常にパブコメとかを求めるときも、今日の資料の1ページ目にもありましたように、科学的・技術的な意見を募集するといったことで、我々は科学的・技術的に、この原子力施設に関して安全か否かを判断していくといったものが規制委員会の所掌であるというふうに考えてございます。

(佐野委員) ありがとうございました。基本的にはとおっしゃったので、政策判断する場合もあるということですか。

(金城課長) 政策といったものはちょっとなかなか捉えづらいところはありますけれども、ここで申しているのは原子力の利用の在り方に関する政策といったことですので、こういったことに関してはやはり我々は独立であるべきだというふうに考えています。

(佐野委員) ありがとうございました。それから、お願いですけど、「長期施設管理計画」という名前の計画が出てきます。30年超えの原子炉を運転する際にこれを策定して、原子力規制委員会の許可を受けなければならない許可事項になってくるわけですが、心配しているのは、これが規制と事業者双方にとって過剰な負担にならないかという点です。どうぞ、その辺り、効率的な運用、効率的な制度にさせていただきたいと思います。それがお願いです。

以上です。

(金城課長) 了解しました。その件につきましては、先週の委員会でも議論しまして、しっかりと、この移行については我々も考えていきたいというふうに考えてございます。

(佐野委員) ありがとうございました。

(上坂委員長) 岡田委員、お願いします。

(岡田委員) 岡田です。金城さん、ありがとうございます。実は、今、佐野委員がおっしゃっ

ていたところと同じようなことなのですが、この発電用原子炉施設の利用をどのぐらいの期間を認めることに対してという話で、政策的な判断にほかならずというところなので、これは非常に国民には分かりづらいのではないかと思いますのです。

では、規制庁は何をするのかというところがあまり出てこない。ここに何か文言を伝えてもらった方が一般の人たちは非常に分かるのではないかと思いますよね。これだと何を規制庁がやるのかなと思うのではないのでしょうか。もう皆さんは先ほど言ったように科学的・技術的な判断を規制庁はしますと規制庁がどういうところを判断しているかというところを規制庁の方に話をしてもらいたかったなと思っているのですが、その件についていかがでしょうか。

(金城課長) そういった意味では、我々自身、行動指針をしっかりと持っていて、ある意味、原子力規制といったものを通じて国民、環境を守る。その際には技術的・科学的にしっかりと判断してといったものでございますが、ちょっとこのペーパーでは、そういったものの説明に言及するまではなっていないけれども、それが少しでも見て取れるものとしましては、このペーパーでも、下から3行の間に「これを受け」といったところがありますけれども、こういった高経年化した発電用原子炉に関する必要な安全規制を引き続き厳格に実施できるよう、我々としてこの法的枠組みを考えていくといったことではございますので、こちらの方でさせていただけると幸いです。

(岡田委員) ありがとうございます。こういうのは、多分、その部分だけを取って報道されたりするのだと思うのですが、なるべく丁寧に説明していただきたいと思います。

ありがとうございます。

(金城課長) 了解しました。説明、心がけたいと思います。ありがとうございます。

(上坂委員長) それでは、参与の方々からも御専門的な観点から御意見を頂ければと存じます。

まずは青砥参与、よろしくお願いします。

(青砥参与) 御説明、ありがとうございます。私の方から一つだけ、お願いというのか、確認も含めてですが、最初の紙、安全規制の検討の中で、4番目に原子力事業者等との意見交換という、これは大変良い提案をされていると思っているのですが、今現在のお考えとしては、1回というか、回数的に非常に限られた1回とか2回とかそういうレベルでお話をされる予定でしょうか。

特に、話をされた後、例えば、今日、概要は御説明があったところですが、そうした概要を踏まえて意見をもらった後のフォローですとか、寄せられた意見の内容についての御回答

と更なる議論といったようなことについて、どのように、お考えかお聞かせいただければと思います。

(金城課長) 金城の方から答えさせていただきますと、今日も、やはり委員会でも議論がございましたし、やはりしっかりと事業者とも意見交換をしてやっていかないといけないということで、まだ開かれていませんけど、委員会が終わった直後、早速事業者と調整しまして、来週月曜日には開こうかと思っています。

ですからこの進め方とか、そういったものも含めてしっかりと事業者と意見交換をしたいと思っていますし、あとは、これは我々自身もそうですけど、事業者側に、今回、そういった制度改正がなされるといったことだけでもって、あまり過度な負担というのを与えるのは不合理なことでありますし、それは我々の方にも跳ね返ってきますので、しっかりと当然、規制ですから、確認しなければいけないものは漏れがないよう確認していきますけれども、その確認の仕方としましては、現行制度の中でも、ある程度確認している内容もありますので、そういったものを最大限活用して、我々も円滑に制度移行ができるよう進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

(青砥参与) 是非、お願いしたいと思います。特に、今、お話がありましたように、事業者との話合いの中で、今後の保全方針についての話も併せて議論されていくことになるかと理解しますので、是非、その辺りの意見の交換とフォローについて十分にやっていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

(金城課長) はい。十分に意見交換していきたいというふうに考えてございます。

(上坂委員長) それでは、畑澤参与、よろしくをお願いします。

(畑澤参与) 御説明いただきまして、ありがとうございました。

私の方からは、2点、お聞きしたいと思います。この安全規制の検討に際して、非常に重要なプロセスというのは、パブリックコメントを求めてそれをいかに反映するかというプロセスではないかと思っています。この科学的・技術的意見に集約した意見を募集するというところでございますけれども、これをどのように反映していくのか、そのプロセスについて簡単に御説明いただければと思います。

(金城課長) これに関しましては、我々、これまでいろいろな施設の審査結果なども、パブコメを求めてまとめてきていますけれども、手続的にはそれを参考にしながら、頂いた意見、科学的・技術的な意見と、そうでないものもあると思いますので、そういったものをしっかりと分かるようにした上で、一つ一つ答えていった上で、パブコメでもらった意見に対する

回答といったもの、これは規制委員会にもしっかり御説明したいというふうに考えてございます。その上で我々の案、規制の案も同時に委員会にお諮りするといったことを、今、プロセスとしては考えています。以上の答えでよろしいでしょうか。

(畑澤参与) ありがとうございます。もう1点ですけれども、4番目に、原子力事業者等との意見交換ということがプロセスとして記載されております。この原子力事業者等というのは、利用者側の立場になると思うのですが、この意見交換というのはどういう趣旨で行われるのか、その辺を簡単に教えていただければと思います。

(金城課長) この意見交換がどういう形で行われるかといった御質問だったかと思いますが、これは委員会の経緯を、多分、過去の資料もありますので見ていただければと思うのですが、我々、これは最初、事業者からの意見聴取といった形で我々の制度改正に対する意見を聞こうというそういう形でありました。

だけれども、委員会の議論で、そういった聴取といった一方的なものではなくて、しっかりと双方でコミュニケーションをとって意見交換といった形でやるようにと。これも委員会の御指示であります。そういったものですので、やはり我々のお考えも述べますけれども、事業者側の考えもしっかり述べてもらって、我々も聞いて、我々が今考えているこの高経年化した原子炉に対する安全規制をどうするのが最も安全をしっかりと担保しつつ、円滑に制度設計できるかといったことを、しっかりと議論していきたいというふうに考えてございます。お答えになりましたでしょうか。

(畑澤参与) ありがとうございます。是非、透明性の高い形で行っていただければと思います。ここに公開の場と書いてありますので、そういうことだと思っておりますが、どうぞよろしくお願いします。私の方からは以上です。

(金城課長) ありがとうございます。説明、漏れていたかもしれませんが、当然、資料にもありますように、全て公開の場でこういった意見交換はしっかりとやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(上坂委員長) 金城さん、委員長の上坂です。幾つか質問させていただきます。

まず、今日の資料の通しページで36ページです。ここに現行制度、二つの制度が統合されて新しい検討案になっていくというまとまった図があります。これはとても分かりやすい図だと思いました。

それから、また、15ページです。特に上に、高経年化技術評価の経年劣化事象、それから耐震・対津波安全性のまとめた資料があります。それで、高経年化の評価といいますと、

我々の健康の医学的検査に通ずるものもあると思います。

そこで、様々な医学の場合、我々の健康診断の場合ですけど、様々な部位での医学的基準がありまして、その基準も要観察・要治療等ある。この要治療というのは、この原子力では補修とか交換になるかと思うのです。他に、幾つかの段階と措置があります。

一方、現在、改定検討中の原子力委員会の「原子力利用に関する基本的考え方」の中で、高経年下に伴う劣化に関する科学的データを国民に分かりやすい形で示し、国民の安心につなげていくことが重要であるという記述があります。

でありますと、例えば、15ページの上から2番目の圧力容器の中性子照射脆化の評価の技術的基準の科学的根拠を、分かりやすく国民に明示して説明するべきと思いますけれども、いかがでしょうか。

(金城課長) ありがとうございます。規制庁の金城から答えさせていただきますと、非常に良い御指摘を頂いたかと思えます。正にこの高経年化の中で、一番我々が注目してしっかりと見なきゃいけないと思っているのが、今、御指摘のあった中性子照射脆化、15ページ目の資料の②のところにあるものとか、照射誘起型応力腐食割れといった、そういうやはり放射線に起因する高経年化の、もっと言うと劣化の兆候のところですよ。

今、御指摘がありましたように、医学的な検査のようなもので、定期的に健全性、健康に対して見に行くといったものでありますけれども、当然、我々、その現状、どれだけ劣化しているのかというのを見るだけではなくて、この高経年化の中では、こういった現状を基に、この後10年とか20年とか、例えば、この施設がどれぐらい劣化していくのかといった予想・予測、そういったものも含めてこの計画の中で見ていきます。

そうした際には、やはり予測式というか、要は、今、手元にあるデータを基に予測曲線のようなものを書くのが非常に大事になってくるのですが、やはり、それが国民に対して分かりやすくなるためには、その予測曲線の信頼性が高い必要があると思っております、そういった意味では、我々も事ある度に事業者には、そういった照射したもののデータをしっかりと収集して、それをこういったものに反映させるようにといったことは言っていますので、是非とも原子力委員会さんとしても、そういった事業者の取組、今、試験片とかそういったものもありますけれども、中には、試験炉とかを使った照射のデータなどもやはり活用できると思っておりますので、そこのところはよろしく御指導いただければと思います。

私の方からは以上です。

(上坂委員長) ありがとうございます。次に、これも15ページの上の図についてです。今は

圧力容器の中性子照射脆化についてですけれども、もちろん、原子力発電所は非常に多くの機器の集合体です。それぞれの機器の状態は、日々事業者が検査・点検し、また年に一度、定期検査が行われています。

それで、ここにありますように、圧力容器のように交換できないもの。それから、ポンプや、一部配管や計装・電気回路等交換できるもの等あります。したがって、そういうものの中で、交換できるもの、交換できないもの。それから、監視、そして補修・交換等々。そういう事項も、全ての機器は大変ですけれども、主要機器に関しては、これも国民に分かりやすく説明して安心を与えてほしいと思いますが、いかがでしょう。

(金城課長) 御指摘、ありがとうございます。

今の、正に我々が着目すべき、機器に着目したような説明もありますけれども、今あるのは、今示していただいている六つの事象であったりしますし、あと日常的な保守管理においてもいろいろやっていますが、残念ながらその日常的な保守管理まではここでは示されてございません。

ですが、この長期施設管理計画などを見る際には、そういったものも含めて機器ごとにしっかり説明できるように、うまく計画がつくれたらなと思いますので、今の御指摘を踏まえながら今後の制度設計、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

(上坂委員長) ありがとうございます。

それから、3ページ、概要です。その6番目の項目。もう先ほど読んでいただきましたけれども、長期施設管理計画の認可の基準、個々の劣化と。それから発電所全体のシステムの劣化の管理、それから災害の防止です。そういうものの健全性について、しっかりと技術基準を適用して見ていくということでもあります。

この基準ですけれども、現行制度上での運転期間延長認可及び高経年化技術評価基準と基本的に同じものであって、評価を受ける事業者に新たなデータ等の提出など、更なる負担を強いるものではないという理解でよろしいでしょうか。

(金城課長) 金城の方から答えさせていただきますと、多分、説明に当たっては、先ほど36ページ目の委員長に御指摘いただきましたポンチ絵がよいかと思うのですが、こちらの方です。

先ほどの基準、いずれにしても現行制度の中で、上の高経年化技術評価制度、こちらで災害の防止上支障がないことを審査しておりますけれども、それを審査する際の我々が見てい

るものは、この赤い四角で囲っていますように、技術評価結果といういろいろな劣化を評価した上で技術評価をする結果になります。

一方で、その下のもう一つの制度であります運転期間の延長認可制度は、その下にございますように、ここで原子力施設の技術基準の適合性を審査していますけれども、こちらの方で用いるのも、劣化を加味した上での技術評価結果でありまして、例えば40年目、これは両方やっていますけれども、こちらの方、一方がやっていたら一方は省略できるといった形になっていて、基本的には同じものになっています。

ですので、今、高経年化評価の中でやっているような技術評価結果、これを出すような取組をしっかりと準備していれば、新しい制度の中でも、しっかりと両方の基準に合致していることは確認できると思いますので、そういった意味では、事業者には、今の高経年化の取組を、まずしっかりやってもらうことを前提に準備してもらいたいと考えています。

その上で、ちょっと新しい確認事項が出てくる可能性はありますけれども、今のところ、何か新しいことをやってもらおうといったことは、我々の方では考えていません。

以上です。

(上坂委員長) これが私からの最後ですけれども、これまでに経験のない60年超えの運転となる場合は、これまでとは別の視点での評価基準をお考えなのでしょうか。

(金城課長) まず、委員会での議論をお伝えしますと、先ほどからありましたように、結構、今の事業者は、この30年目、40年目、50年目といったところに、多数、おりますので、そういった中では、今の制度の中にいる事業者が新しい制度に移行できることを、まず、しっかりと取り組んでいこうといった形になっています。

結構、これは労力・時間を要しますので、そういったものがある程度、落ち着きましたら、60年目についても考えていこうと委員会で議論しています。ただ、今日、先ほど、正に私が参加しました委員長の会見では、委員長も、そういうことで委員会では議論しているけれども、なるべく早く60年目のそういう制度については議論していきたいとおっしゃっておりますので、そういった委員長の議論も踏まえながら、しっかりとやっていきたいと思えます。

原則50年目に行く高経年化評価がございますので、そういったものをベースに、じゃあ、60年目に何か新たに加えるものは何かといったものを議論していく方向になるかというふうに考えています。ですから、ゼロから議論するのではなくて、今あるものにプラスアルファ何かといった議論になるかと思えます。

説明は以上であります。

(上坂委員長) ありがとうございます。私からは以上でございます。

では、佐野委員、よろしく申し上げます。

(佐野委員) すみません、追加です。

3ページの柱書きのところ、冒頭に「原子力規制委員会は」とありますが、先ほどの御説明ですと、これを「原子力規制庁は」と読んでも同じなわけですね。つまり、規制庁も原子力の利用の在り方に関する政策判断はしないということによろしいかどうかという点と、それから、こういった自らのマンデートを狭める限定した見解を出されているわけですが、これは設置法とか、あるいは行政組織法とかに根拠があるのでしょうか。お願いします。(金城課長) 規制庁の金城から説明しますが、最初の説明、規制委員会と規制庁の関係に関する質問だったと思いますけれども、基本的に我々規制委員会は規制委員会の場でしか意思決定ができません。

規制庁は、その規制委員会の意思決定を助ける存在でありますので、当然のことながら規制委員会の意思決定は規制庁の意思決定となります。今のでお答えになりましたでしょうか。(佐野委員) はい、結構です。

(金城課長) 続けて、このマンデートの件ですけれども、規制委員会としては、やはり、先ほどありましたように、原子力規制といったものを通じて、その施設の安全性といったものをしっかりと担保して、国民、環境を守るといったことが我々の所掌になりますので、そういった意味では、そういったものも念頭に置きながら、この原子力利用の在り方に関する政策判断に関する我々の立ち位置をまとめたものでございますので、この見解に関しましては、我々のそういった組織といったものを前提に、当然、結論を出しているといったふうに御認識いただいて構いません。

以上です。

(佐野委員) 分かりました。ありがとうございます。

(上坂委員長) それでは、よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。それでは、安全面での取組をしっかりと行っていただくことはもちろんでありますけれども、いかに効果的に基準適合性の確認を行うかについても、必要な対応を継続して実施していただくようよろしくお願いいたします。

それでは、金城様、どうもありがとうございます。

(金城課長) ありがとうございます。

(上坂委員長) 議題2は以上であります。

次に、議題3について、事務局から説明をお願いいたします。

(進藤参事官) 三つ目の議題は、「原子力利用に関する基本的考え方」改定に向けた検討についてです。これまでの議論を踏まえ、事務局にて、国民の皆様から意見募集を行う案を作成いたしましたので、これについて議論を行っていただければと思います。

まずは事務局から説明をお願いします。

(梅北参事官) それでは、事務局から説明させていただきます。

先週の委員会でも申し上げましたけれども、これまでヒアリングを経た後、本格的に議論を、9月でしたかね、開始していただきまして、毎週のように議論いただきまして、今日、パブリックコメントという形で事務局から提示させていただきます。

このパブリックコメント案、これも先日行われました経産・エネ庁からのヒアリング及び今日、たった今ですけれども、規制庁からのヒアリング、合わせて、実は全省庁にも事実確認、この本文は少し前にまとめていて世の中にも出しておりますので、その本文案についての記載ぶり、間違いがないかという点も改めて確認をして、今日提示するものになります。

なので、多くは言葉遣いの問題であったり、正式な言葉遣いを使ってここで書かせていただいたりとか、もしくはデータを注で書かせていただいたりとかそういった点になります。

ちょっと主な点、修正、これまで説明していた本文と大きくどうか、少し変化があるところを説明させていただきます。

それでは、5ページ目を御覧ください。本文案です。資料でいうと、資料3-1号になります。3-1号の5ページ目を御覧ください。ここの記載は、大きくいうと2ポツの原子力を取り巻く現状と環境変化の部分、その2.2.のところです。

ここに今年3月及び6月の電力需給の逼迫、この状況について説明した記載があるのですが、ちょっと記載の仕方が、3月と6月の需給の逼迫状況をまとめて理由として記載して、少し曖昧な点がございましたので、この点を例として3月の需給の逼迫状況、その原因を3月の例を取り出して、それを原因・背景を5ページ目の注として、6ポツの下にあると思いますけど、注として書かせていただいたというもので、内容に変更があるものではございません。

同じく、2.3.カーボンニュートラルに向けた動きの拡大のところですがけれども、真ん中になりますけど、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年比で46%削減というのがもともと書いてあったのですが、もう少し政府の言い方を再現すると、更に50%の高み

に向けて挑戦を続けていくと。これも表明しておりますので、これについても記載させていただいております。

続いて、8ページ目を御覧ください。3ポツの部分です。ここからが基本目標及び重点的取組が入るわけですが、先日のエネ庁からの御指摘及びここでの委員長からの御指摘も踏まえまして、「また」のところに書いてありますけれども、原子力利用に当たっての基本原則は法令等で明確化することが望ましいというふうに追加させていただいております。

続いて、18ページ目の真ん中辺りですけれども、少し修正が多く見えると思いますけれども、内容的には変えておりませんで、書く順番を変えております。まず、ここでは武力攻撃、それに対する軍事的脅威の中で武力攻撃の対応ということで幾つか記載しているのですが、まず、記載の流れとしては、平時、警察機関等が一時的に警察機関が実施していると、その原発の警備について、そういったことを申し上げて、万が一、有事、ミサイルの攻撃があったときに、自衛隊により多層防衛するというふうにかかせていただいて、その次に、法的な対応、法体系、この法体系に基づきますよということを書かせていただいたもので、もともと書いてあったところを少し整理し直したということになります。内容的には変えておりません。

続いて、24ページを御覧ください。この3.7.の部分、放射線ラジオアイソトープの利用の展開というところで、関係省庁とも確認をしたり、事務局の中でも話し合っ、委員からも御意見を頂いている点ではあったんですけども、やはりちょっと、この記載の仕方、放射線利用というのはあらゆる分野に適用されるということを書いてはいるんですが、全体的にちょっとメディカル、医療の分野に記載がちょっと多くなってしまっていたということもありまして、それ以外にも当然、あることはあるんですけども、使用のところに、22として、それ以外、工業分野、農業利用、そういったものも当然ありますよということを書かせていただいております。

同じような観点ですけれども、25ページの注です。この注に書いたのは福島国際研究教育機構についてですが、その基本構想においても、医療分野以外でも、工業・農業を含む多様な分野への放射線利用、そういった研究開発拠点にもなり得るという記載がありますので、忘れないように書かせていただいたものです。

本文の説明は以上ですけれども、それ以外にポイント案、概要案も同様に変更、同じような観点で変更しております。ちょっと、ポイント案、一枚紙を見ていただければと思いますけれども、⑥放射性廃棄物の対応のところ、例として、医療用放射性廃棄物等というふう

に書いておりましたけれども、これは別に間違いではないですけれども、これに限らず、あらゆる放射性廃棄物というのがありますので、これだけお出しするとちょっと誤解を招くおそれもありますので、ここからは消しておりますけれども、本文には、例の一つとしては医療用放射性廃棄物というのを書かせていただいております。

事務局からは以上になります。ありがとうございます。

(上坂委員長) 御説明ありがとうございます。それでは議論を行います。

まず、佐野委員から、よろしく申し上げます。

(佐野委員) 御説明、ありがとうございました。パブリックコメントを求める原案としては、私は、基本的にはこれで優れたものになっていると思います。

一点だけ、7ページ目の2.5.その他社会全般の変化の中で、サイバーの話が出てきます。このパラグラフにサイバーが経済安全保障の観点からだけ書かれている嫌いがあります。

経済安全保障の観点からデータを盗むということから書かれているのですが、そもそも論としてサイバー攻撃が原子力発電所などの安全な運営管理を妨げると、これがもともとのサイバー攻撃に対する脅威だと思われまますので、それも入れていただいた方がいいんじゃないかなと。

具体的には、8行目に、原子力発電所等の安全な運営管理の観点からサイバーセキュリティの強化が不可欠であるとしては如何でしょうか。ここにサイバーセキュリティという言葉が初めて入ります。

以上です。

(梅北参事官) ありがとうございます。おっしゃるとおりかと思っておりますので、文章を改めて検討させていただいて、それを委員長とも相談の上、パブリックコメントに付したいと思えます。

(佐野委員) ありがとうございます。

(上坂委員長) 岡田委員、よろしく申し上げます。

(岡田委員) 私の方からは何もコメントはありません。御苦勞様でした。

(上坂委員長) それでは、参与の方からもからも専門的な観点から御意見を頂ければと存じます。

それでは、青砥参与、よろしく申し上げます。

(青砥参与) 事務局の方、どうもお疲れさまでした。この数か月、様々なコメント、議論をさせていただき、都度対応していただきました。特に私の方から付け加えるコメントはありま

せん。どうもありがとうございました。

(上坂委員長) では、畑澤参与、よろしくお願ひします。

(畑澤参与) 大変御苦勞様でした。ありがとうございました。私は原子力利用といった場合、原子力というのをエネルギーに特化する、もしくは重きを置くということよりは、もっとほかの非エネルギーの分野の利用ということをお訴えたいと思っておりましたので、その意を酌んでいただいて、十分に書き込んでいただいたというふうにお願ひしております。特に更に付け加えることはございません。どうもありがとうございました。

(上坂委員長) 上坂からですけれども、確認ですが、もう説明はあった件です。先週のエネ庁、遠藤課長からの御説明の後に、原子力利用に当たって安全確保が大前提になる点や、エネルギーの安全供給、それから、カーボンニュートラルの貢献等法令等の形でより明確化することが有意義になると申し上げ、事務局にこの基本的考え方の中での御検討をお願いしました。

それが8ページの、さっき御説明あったように、3の原子力利用の基本目標及びその重点的取組の第1パラグラフ、最後に書かれたということだと認識しております。とても重要と思います。

それから、14ページの(2)の着実な軽水炉利用に向けた取組の後半のところでは、先ほど、私も規制庁に対する質疑に対して引用しました高経年化に関する科学的データを国民に分かりやすい形で示し、国民の安心につなげていくことが重要と。これはもう原子力全般につながるということだと思います。是非、原子力界としてはこういう形で科学的データを分かりやすい形で社会に説明していく。国民に説明して、そして国民の皆さんは、是非、自分ごととして考えていただきたいというのが非常に重要な流れかと思ひます。

それから、これも説明がありました、18ページの平時・有事でのセキュリティのこと、決まっていることまで書くこと、これも重要でございます。

それから、これは畑澤参与から御指摘がありました、アイソトープの利用です。医学利用、それ以外の一般的利用がしっかりここにも書かれています。非エネルギー利用もここにしっかりと記載されたということが、これもまた意義があると思ひます。

原子力のエネルギー利用と、それから非エネルギー利用の両方が書いてあるということで重要かと思ひます。

私からは以上、コメントでございますが、委員の皆さんからは追加はございませんでしょうか。

それでは、本日事務局より提示されました案で意見募集を行うという方向でよろしいでござ

ざいましょうか。

(梅北参事官) 先ほど、サイバーのところ、御意見を頂きましたので、少しそこを加えさせていただきます。

(上坂委員長) 分かりました。それでは、この案につきまして、本日の議論がありましたので、御指摘もありましたので、事務局と調整いたしまして、私、委員長に一任とさせていただければと思いますが、よろしいでございましょうか。

それでは、議題3は以上でございます。

次に、議題4について、事務局から説明をお願いいたします。

(進藤参事官) 今後の会議予定について御案内いたします。

次回の定例会につきましては、12月27日火曜日14時から、場所は6階の623会議室になります。

議題については調整中であり、原子力委員会ホームページなどによりお知らせいたします。

(上坂委員長) ありがとうございます。その他、委員から何か御発言はございますでしょうか。

御発言がないようですので、これで本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。